第二十三条の見出しを「（旅券等の携帯及び提示）」に改め、同条第一項中「又は仮上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書、一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書」を「（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　仮上陸の許可を受けた者　仮上陸許可書

二　乗員上陸の許可を受けた者　乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

三　緊急上陸の許可を受けた者　緊急上陸許可書

四　遭難による上陸の許可を受けた者　遭難による上陸許可書

五　一時庇護のための上陸の許可を受けた者　一時庇護許可書

六　仮滞在の許可を受けた者　仮滞在許可書

第二十三条第二項中「当り、同項の旅券又は許可書の呈示」を「当たり、同項に規定する旅券、乗員手帳又は許可書（以下この条において「旅券等」という。）の提示」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の旅券又は許可書の呈示」を「旅券等の提示」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十四条第三号中「この章の」を削り、「、又は」を「、若しくは」に、「譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者」を「若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者」に改め、同条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四　次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ　事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ　外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ　業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつせんすること。

第二十四条第四号中「次に掲げる者」を「次のイからヨまでに掲げる者」に改め、同号ロ中「在留期間を」を「在留期間（第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を」に改め、同号へを次のように改める。

へ　次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

(2)　外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

第二十四条の三第二号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第五十三条第三項を次のように改める。

3　前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一　難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

二　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）」を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十一条の七第一項中「収容場に」を「収容場（以下「入国者収容所等」という。）に」に、「入国者収容所又は収容場の」を「入国者収容所等の」に改め、同条第三項中「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」に改め、同条第四項中「地方入国管理局長」の下に「（以下「入国者収容所長等」という。）」を加え、「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」に改め、同条第五項中「入国者収容所長又は地方入国管理局長」を「入国者収容所長等」に、「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」に、「検閲し」を「検査し」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（入国者収容所等視察委員会）

第六十一条の七の二　法務省令で定める入国管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

（組織等）

第六十一条の七の三　委員会は、委員十人以内で組織する。

2　委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3　委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員は、非常勤とする。

5　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第六十一条の七の四　入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2　委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3　入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4　第六十一条の七第五項の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

（委員会の意見等の公表）

第六十一条の七の五　法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出国待機施設の視察等）

第六十一条の七の六　委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2　前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

第七十条第一項第五号中「在留期間を」を「在留期間（第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）を」に改める。

第七十三条の二第二項を削る。

第七十四条の七中「第七十三条の二第一項第二号」を「第七十三条の二第二号」に改める。

第七十六条第一号中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改め、同条第二号中「旅券」の下に「、乗員手帳」を加える。

第七十七条の二中「違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた」を「違反した」に改める。

別表第一中「第十九条」の下に「、第二十条の二」を加え、同表の二の表に次のように加える。

技能実習	一　次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該事業所の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）